

八代広域行政事務組合議会
令和4年2月定例会・会議録
(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件2件・説明	2
-----------------	-------	---

令和4年2月8日（火曜日）

八代広域行政事務組合議会 令和4年2月定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和4年2月8日（火）

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（10人）

1番 成松由紀夫君	2番 村川清則君
3番 増田一喜君	4番 橋本幸一君
5番 金子昌平君	6番 中村和美君
7番 堀口晃君	8番 野崎伸也君
9番 上田健一君	10番 松田達之君

(2) 欠席議員（なし）

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者 中村博生君（八代市長）
副管理者 藤本一臣君（氷川町長）
監査委員 江崎眞通君
消防長 谷井祐典君
次長 坂井寿弘君
次長兼八代消防署長 上野三郎君
総務課長 谷口研朗君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課主幹 久保田宏之君
同課副主幹兼総務係長 山本美和君

1. 議事日程（第1号）

日程第1 会期の決定
日程第2 議第1号 令和4年度八代広域行政事務組合一般会計予算
について
日程第3 議第2号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務
の変更及び規約の一部変更について

1. 会議に付した事件

1. 日程第1
1. 日程第2
1. 日程第3
1. 休会の件（2月9日から2月21日まで）

(午前10時00分 開会)

○議長（増田一喜君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、八代広域行政事務組合議会令和4年2月定例会を開会いたします。

— 議長の諸報告 —

○議長（増田一喜君） 諸般の報告をいたします。

本日、管理者から議案2件が送付され、受理いたしました。

その余の報告は、朗読を省略いたします。

○議長（増田一喜君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

— 日程第1 —

○議長（増田一喜君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から2月22日までの15日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

— 日程第2～日程第3 —

○議長（増田一喜君） 日程第2から日程第3まで、すなわち議第1号から同第2号までの議案2件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○議長（増田一喜君） 管理者 中村博生君。

（管理者 中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

令和4年も早いもので1か月余りが過ぎました。暦の上では春となりましたが、まだまだ厳しい寒さが続いております。

連日報道されております新型コロナウイルス感染症でありますけれども、オミクロン株の影響で、感染の第6波が全国各地で過去にないスピードで爆発的に広がっております。未だ厳しい状況が続いております。

八代市・氷川町も同様で、これまでにないペースで感染が拡大しており、本年1月だけでも、それまでの数を優に超える感染者が発生し、感染拡大防止に大変苦慮しているところでもございます。

当消防本部におきましては、救急業務において本年1月末までに、陽性と判明

している患者だけで17人を搬送するなど、急激に搬送件数が増加しておりますし、職員にも感染者や濃厚接触者が増加している状況にあります。

このように、新型コロナの収束については不透明な状況ではありますが、引き続き、救急業務においては完全防備での対応を、それ以外の消防業務においても基本的な感染防止対策をはじめ、接触や密を防ぐなど、感染しない、感染させないことを常に意識し、徹底した感染拡大防止に努めてまいります。

そして、本日蒲島知事が、まん延防止の延長を要請させるそうであり、延長期間については、3週間程度となれば3月6日が一番有力かなという思いであります。そういった報告も受けております。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、最近の消防本部の動向について、報告させていただきます。

はじめに、令和3年中の火災・救急件数でございますが、火災につきましては58件発生し、前年と比較しますと23件も増加しております。八代市が54件で前年比21件の増、氷川町が4件で前年比2件の増でありました。

火災の原因の主なものは、焚き火、放火、電気配線の順に多い状況でありました。また今年に入り、1月には4件の火災が発生し、そのうち1件で死者が出ております。引き続き、組合ホームページやSNSでの周知・啓発、消防車両による広報など、火災予防対策の強化に努めてまいります。

次に、救急につきましては6829件の救急出場があり、前年に比べ69件の減少で、搬送人員につきましても6409人と前年比11人の減少でありました。

冒頭で申し上げましたとおり、今後新型コロナの感染者を搬送する機会が多くなると予想されますので、徹底した感染防止対策を講じるとともに、迅速かつ丁寧な活動など、住民満足度の高い消防行政サービスの提供に努めてまいります。

続きまして、消防表彰3件について報告いたします。

まず1件目が、令和3年11月7日に発生した救助事案で、八代市郡築の樋門で溺れていた男性を発見し、119番通報とともに、その男性を泳いで救助され、救急隊到着までの間、心臓マッサージを実施し、一命を取り留められたもので、2名の方を管理者表彰として、昨年12月20日に表彰いたしました。

2件目が令和3年11月8日に発生した火災事案で、九州新幹線さくらの車内で男性が放火した炎をいち早く消火し、さらに、その放火した男性を落ち着かせ介助を行ったもので、1名の方を消防署長表彰として、昨年12月15日に表彰いたしました。

3件目が令和3年12月12日に発生した火災事案で、衣服が燃えている女性を発見し、119番通報並びに初期消火を行い、延焼拡大の回避と人命救助を行われたもので、2名の方を消防長表彰として、本年1月18日に表彰いたしました。改めまして、被表彰者の方々に御礼を申し上げます。

以上、消防本部の動向について、報告させていただきました。

それでは、引き続き提案理由の説明をいたします。

議第1号の令和4年度八代広域行政事務組合一般会計予算につきましては、組合運営の財源の大半が八代市と氷川町の負担金で賄われていることを再認識し、構成市町の予算編成や歳出削減の取り組み等も参考にしながら、併せて本組合の事務事業につきましても評価・点検を十分に行い、次年度の予算編成を行なって

おります。

主な内容としましては、まず、消防力充実強化事業では、庁舎建設事業として、仮称新開消防署庁舎建設事業における実施設計及び造成工事、消防施設等整備事業として、消防自動二輪車3台の更新整備。

次に、救急高度化推進事業では、第5次救急高度化推進計画に基づく救急救命士及び救急隊員の養成、応急手当及び救急資機材の整備・更新。

最後に、職員研修事業では、防災消防航空隊、熊本県消防保安課及び消防学校への派遣、消防大学校及び消防学校への入校、大型免許や重機等の資格取得など、近年多様化・複雑化する災害や社会変化に対応する消防行政に携わる人材育成のための予算を計上しております。

次に、議第2号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う規約変更で、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますことから提案するものでございます。

以上が、各議案の提案理由の説明となります。詳しい内容につきましては、この後、消防長が説明いたします。

よろしく御審議のうえ、何とぞ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

◎消防長（谷井祐典君） 議長。（挙手）

○議長（増田一喜君） 消防長 谷井祐典君。

（消防長 谷井祐典君 登壇）

◎消防長（谷井祐典君）おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回提案をいたしております議第1号・令和4年度八代広域行政事務組合一般会計予算について、説明いたします。

お手許の予算書の3ページをお開きください。第1条第1項において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億810万円と定めております。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、第4条では、歳出予算の流用について定めております。

4ページ、5ページをお開きください。第1表・歳入歳出予算につきましては後ろに添付しております一般会計予算に関する説明書により説明いたします。

6ページをお開きください。第2表・地方債につきましては、災害復旧事業であります坂本分署仮設庁舎リースの起債限度額を600万円とし、利率については4パーセント以内と定めております。

それでは、予算に関する説明をいたします。10ページをお開きください。

2・歳入ですが、款1・分担金及び負担金の目1・市町負担金は消防費負担金として23億2432万4000円を計上しており、予算総額の96.5パーセントを占めております。内訳としましては八代市が20億6687万2000円、氷川町が2億5745万2000円でございます。

款２・使用料及び手数料において、項１・使用料、目１・消防使用料は、自動販売機の行政財産使用料等として１４万８０００円を計上、項２・手数料、目１・消防手数料は危険物申請手数料等として７４０万８０００円を計上しております。

１１ページをお願いします。款３・財産収入においては、項１・財産運用収入の目１・財産貸付収入は、自動販売機設置料等として８６万円、目２・利子及び配当金は、職員退職手当基金等の利子８万４０００円を計上、項２・財産売却収入の目１・物品売却収入については本年度の計上はございません。

款４・繰越金の目１・繰越金では、５０００万円を計上しております。

１２ページをお開きください。款５・諸収入においては、項１、目１・組合預金利子では１０００円を計上し、項２、目１・雑入１９２７万５０００円は、主なものとしまして、高速道路救急支弁金、熊本県派遣職員人件費などを計上しております。

款６・組合債の目１・消防債６００万円は、坂本分署仮設庁舎リースに伴う消防債でございます。

１３ページをお願いします。国庫支出金及び県支出金につきましては、本年度の計上はございません。

以上で歳入の説明を終わり、引き続き歳出について説明いたします。

１４ページをお開きください。款１・議会費の目１・議会費では、議員の報酬及び行政視察等に係る旅費をはじめ、議会運営費としまして１２３万７０００円を計上しております。

次に、款２・総務費の目１・一般管理費におきましては３０８３万９０００円を計上しております。主な内容としましては、本組合の全般的な管理事務、財務・財産管理等に要する経費でございます。

１５ページをお願いします。節１０・需用費８７１万９０００円は、本組合管内の全世帯に配布しております組合広報紙キララの発行に伴う印刷製本費、本部庁舎北側駐車場や鏡署エレベーターの改修など、庁舎に係る修繕に要する経費がその主なものでございます。

節１２・委託料１０１７万２０００円は、庁舎維持管理の業務委託に要する経費、節１３・使用料及び賃借料９２６万９０００円は、坂本分署仮設庁舎リースなどによるものでございます。

１６ページをお開きください。款２・総務費の目１・監査委員費では、監査に要する経費としまして、１万８０００円を計上しております。

次に、款３・消防費の目１・常備消防費では、１８億１２８０万１０００円を計上しております。主な内容としましては、常備消防費の９０．１パーセントを占めております消防職員２２３人及び再任用職員１６人分の人件費でございます。

１７ページをお願いします。節８・旅費３８７万１０００円は、消防学校等への入校や救助大会出場などに要する経費が、その主なものでございます。

節１０・需用費４５７２万３０００円は、燃料費や光熱水費などに要する経費が、その主なものでございます。

節１１・役務費１３７０万４０００円は、指令回線や電話料の通信運搬費、車検時の自動車保険料に要する経費が、その主なものでございます。

節１２・委託料５１４１万円は、高機能消防指令システム等保守委託、地図デ

ータ更新委託に要する経費が、その主なものでございます。

18ページをお開きください。節13・使用料及び賃借料2311万3000円は、職員の仮眠用寝具、事務機器、防火衣等に係るリース料が、その主なものでございます。

節17・備品購入費2803万6000円は、消防ホースや自動式心マッサージ器などの機械器具、職員の貸与被服などに要する経費でございます。

節18・負担金補助及び交付金1104万1000円は、協議会関係負担金や消防学校入校負担金が、その主なものでございます。

次に、目2・消防施設費では675万1000円を計上しております。その主な内容としまして、節17の備品購入費668万5000円は、消防力の充実強化のため、消防自動二輪車3台の更新整備に要する経費でございます。

19ページをお願いします。目3の特別防災費では1億6156万5000円を計上しております。主な内容としましては、特別防災費の95パーセントを占めております消防職員20人の人件費でございます。

節8・旅費から20ページの節26・公課費までの支出項目については、常備消防費と同様の項目で計上いたしております。

目4・庁舎建設事業費では、2億778万6000円を計上しております。これは、仮称新開消防署庁舎建設事業における経費として、節12・委託料で造成工事コンサルティング及び実施設計の業務委託、節14・工事請負費として造成工事を計上しております。

21ページをお願いします。款5・公債費では、1億8310万2000円を計上しております。これは、庁舎建設事業債、消防施設整備事業債、災害復旧事業債、及び公共用地先行取得事業債の繰上償還1億7885万3000円、及び利子424万9000円でございます。

款6・予備費では、前年度同様400万円を計上しております。

以上で、議第1号・令和4年度八代広域行政事務組合一般会計予算についての説明を終わります。

次に、議第2号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。議案書の議第2号、1ページ、2ページをお開きください。

これは、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退することに伴い、組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により同文議決をお願いするものでございます。なお、この規約は令和4年7月1日から施行されることになっております。

以上で、議第2号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（増田一喜君） 以上で、提出者の説明を終わります。

○議長（増田一喜君） 日程第2から日程第3までの議案2件の議事を、しばらく中

止いたします。

— 休会の件 —

○議長（増田一喜君） この際、休会の件についてお諮りいたします。

明2月9日から2月21日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（増田一喜君） 日程第2から日程第3までの、議案2件の議事を再開いたします。

○議長（増田一喜君） この際、お諮りいたします。

本2件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明2月9日から2月21日までは休会とし、次の会議は2月22日定刻に開きます。

本日は、これにて延会いたします。御苦勞様でした。

（午前10時25分 延会）